

第2回西知多医療厚生組合議会臨時会

会 議 録

令和7年（2025年）3月24日

西知多医療厚生組合議会

令和 7 年第 2 回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録目次

会議録署名議員の指名……………	4
会期の決定について……………	4
諸般の報告について……………	5
西知多医療厚生組合個人情報保護条例を廃止する条例の一部改正について……………	5
西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について……………	6
西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について……………	7
西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について……………	9
西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について……………	10
副管理者の選任について……………	12
西知多医療厚生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について……………	13

令和7年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録

1 招集年月日 令和7年（2025年）3月24日 午後1時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員（14人）

1番 北川 明 夫

8番 中山 貴 弘

2番 今 瀬 和 弘

9番 伊 藤 正 明

3番 中 村 義 幸

10番 石 濱 隼 人

4番 秋 葉 みどり

11番 泉 清 秀

5番 工 藤 政 明

12番 藤 井 貴 範

6番 江 川 祐 之

13番 林 正 則

7番 石 丸 喜久雄

14番 伊 藤 清一郎

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 令和7年（2025年）3月24日 午後1時30分

閉会 令和7年（2025年）3月24日 午後1時57分

第1日 (3月24日)

1 出席議員(14人)

1番 北川明夫
2番 今瀬和弘
3番 中村義幸
4番 秋葉みどり
5番 工藤政明
6番 江川祐之
7番 石丸喜久雄

8番 中山貴弘
9番 伊藤正明
10番 石濱隼人
11番 泉清秀
12番 藤井貴範
13番 林正則
14番 伊藤清一郎

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者 宮島壽男
副管理者 立川泰造

副管理者 花田勝重
副管理者 星川 功

[総務部]

総務部長 加藤由裕
施設管理課長 平松康弘

総務課長 岸本一昭
施設管理課統括主幹 八木正彦

[公立西知多総合病院]

公立西知多総合病院長 吉原 基
副院長兼病院事務局長 許斐正啓
兼企画課長
管理課統括主幹 大岩喜恵

副院長兼看護局長 宮原晴子
管理課長 谷川正仁
管理課課長 牧野達弘
兼人事管理室長

医事課長 森田美和

患者サポートセンター 田渕由美子
副センター長兼課長

[看護専門学校]

看護専門学校長 鰐部貴久美
教務課長 齋藤陽子
兼教務主任

庶務課長 石橋謙介

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

健康福祉監 橘 洋 子 環境経済部長 小笠原 尚 一

[知多市]

健康文化部長 杉 江 大 典 環境経済部長 竹 内 和 彦

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

議会事務局長 宇 野 孔 美 書 記 保 科 達 郎
書 記 久 野 真 弘

6 議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	9	西知多医療厚生組合個人情報保護条例を廃止する条例の一部改正について
5	10	西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について
6	11	西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
7	12	西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
8	13	西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について
9	同意2	副管理者の選任について
10	委員会提出議案1	西知多医療厚生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(3月24日 午後1時30分 開会)

議長(北川明夫)

皆さんこんにちは、本日は、御多忙の中、御参集いただき、大変、ありがとうございます。現在の出席議員は14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、令和7年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会を開会いたします。会議に先立ち、管理者から御挨拶をいただきます。

管理者(宮島壽男)

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和7年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会の開会をお願い申し上げましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合 個人情報保護条例を廃止する条例の一部改正について」はじめ6件の議案でございます。何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(北川明夫)

ありがとうございます。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(北川明夫)

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、2番今瀬和弘議員、14番伊藤清一郎議員を指名いたします。

議長(北川明夫)

続きまして、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、監査委員から議長のもとに、令和6年12月分及び令和7年1月分の例月出納検査結果報告が提出されましたが、お手元に配布いたしましたとおりでございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第4議案第9号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例を廃止する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました議案第9号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例を廃止する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、刑法等の一部を改正する法律による刑法の一部改正に伴い、懲役を拘禁刑とするため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岸本一昭）

議案第9号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例を廃止する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。附則第7項及び第8項の改正は、同項に規定する罰則のうち「懲役」を「拘禁刑」に改正するものでございます。附則第1項は施行期日で、この条例は、刑法の施行日である、令和7年6月1日から施行するものでございます。附則第2項は、経過措置で、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例によることとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんのでお願いいたします。それでは質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第9号「西知多医療厚生組合個人情報保護条例を廃止する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

日程第5議案第10号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第10号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、刑法等の一部を改正する法律による刑法の一部改正に伴い、禁錮を拘禁刑とするため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岸本一昭）

議案第10号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。第20条の2及び第20条の3は、規定の整理で、刑法の改正により「禁錮」から「拘禁刑」に変更したものでございます。2ページをお願いいたします。附則第1項は施行期日で、この条例は、刑法の施行日である、令和7年6月1日から施行するものでございます。附則第2項は、刑法等の一部を改正する法律等の施行に関する経過措置で、提訴され判決が確定していない者について、条例で定めるものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いた

だきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第10号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第6議案第11号「西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第11号「西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、県等の情勢を考慮し、職員の適切な身分保障及び人材確保の観点から、失職の特例に関する規定の追加を設けるため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岸本一昭）

議案第11号「西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。本条例は2条建てで改正しており、第1条関係は、

題名を「西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」から、「西知多医療厚生組合職員の分限に関する条例」に変更するものでございます。これまで、地方公務員法第28条第3項から「手続及び効果」に限定していたため、題名のような表現をしていましたが、今回、同法第28条第4項の失職の特例を定めることを受け、分限について複数の規定を定める条例となることから、題名も、よりわかりやすい表現に変更するものでございます。第1条は、趣旨に失職の特例の根拠規定である地方公務員法第28条第4項を追加したものでございます。第5条は、失職の特例に関する規定を追加したもので、職務上の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮の刑になり、その全部を執行猶予の場合においても、これまでは自動的に失職していましたが、この規定により、情状を考慮して特に必要がある場合は、失職しないことを定めたものでございます。同条第2項は、執行猶予が取り消されたときは、自動的に失職する規定を定めたものでございます。第5条を第6条として1条繰り下げております。第2条関係による改正は、第5条の「禁錮の刑」を「拘禁刑」に変更するものです。2ページをお願いいたします。附則第1項は施行期日で、第1条は令和7年4月1日から、第2条は刑法の施行日である令和7年6月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。
議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第11号「西知多医療厚生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第7議案第12号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第12号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、時間外勤務の制限に係る子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等を行うため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岸本一昭）

議案第12号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。第8条の4は、時間外勤務の制限に係る子の範囲の拡大等で、第2項の改正は、これまで「3歳に満たない子」とあったものを「小学生就学の始期に達するまでの子」まで範囲を拡大するものでございます。第4項は、読替規定に係る字句の整理でございます。2ページをお願いいたします。第15条は、字句の整理で、略称規定を設けたものでございます。第18条の2は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等に関する規定の追加で、第1項では、職員が申し出たときは、意向を確認するための面談その他の措置を講じること、第2項では、40歳に達した職員に対して、第1項に規定する事項を周知することを規定したものでございます。第18条の3は、勤務環境の整備に関する措置に関する規定の追加で、研修の実施や相談体制の整備等を規定したものでございます。3ページをお願いいたします。附則第1項は、施行期日で、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございますが、附則第2項は公布の日から施行するものでございます。附則第2項は、いわゆる3歳から小学校始期に達する子を養育するために行う、令和7年4月1日以降からの第8条の4第2項の請求について、あらかじめ請求することができるよう規定した

ものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第１２号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第８議案第１３号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、議案第１３号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、雇用保険法等の一部を改正する法律による雇用保険法の一部改正に伴う失業者の退職手当に関する規定の整備、刑法等の一部を改正する法律による刑法の一部改正に伴い、禁錮を拘禁刑への変更、国家公務員退職手当法の一部改正に準じて、失業者の退職手当に関する読替規定の対象期間の延長等をするため、改正するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（岸本一昭）

議案第13号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第13条は、失業者の退職手当に関する規定の整備をするもので、第11項第4号の「職業」を「安定した職業」とし、雇用保険法の改正に伴い同法を引用する第14項第1号と第2号を削除し、本文中に整理したものでございます。2ページをお願いいたします。第16条から第18条まで及び第20条の改正は、拘禁刑への変更で、刑法の改正により「禁錮」を「拘禁刑」に変更したものです。4ページをお願いいたします。附則第10項の改正は、失業者の退職手当に関する読替規定の対象期間の延長で、地域延長給付の改正に伴い、2年間延長したものでございます。5ページをお願いいたします。附則第1項は施行期日で、この条例は、令和7年4月1日から施行するものですが、拘禁刑に係る改正については、刑法の施行日である令和7年6月1日から施行するものでございます。附則第2項は適用区分で、第13条第11項の規定は4月1日以後に安定した職業に就いた者について適用するものです。附則第3項はみなし規定で、法律の施行前6月1日より前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴された者についての改正後の条例の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪について起訴された者とみなすものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第13号「西知多医療厚生組合職員の退職手当に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第9 同意第2 号「副管理者の選任について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（加藤由裕）

ただいま上程されました、同意第2 号「副管理者の選任について」、御説明申し上げます。副管理者であります 立川泰造氏が、4 月 1 1 日をもって副管理者の任期が満了となることに伴い、引き続き副管理者として選任いたしたいので、西知多医療厚生組合規約第9 条第2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。立川泰造氏は、現在知多市の副市長で、略歴はお配りしております参考資料のとおりでございます。説明は、以上でございます。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより採決をいたします。

同意第2 号「副管理者の選任について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり、同意することに決しました。

ただ今、副管理者に選任されました立川副管理者から御挨拶をいただきます。

副管理者（立川泰造）

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。ただいま、副管理者の選任の御同意をいただき、引き続きその任を担うこととなりました知多市副

市長の立川泰造でございます。今後とも組合の発展のため、誠心誠意努力してまい
る所存でございますので、引き続き皆様からの御支援、御協力をいただきますよう
お願いを申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

議長（北川明夫）

ありがとうございました。

議長（北川明夫）

続きまして、日程第10委員会提出議案第1号「西知多医療厚生組合議会の個人情報
情報の保護に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提
案理由の説明をお願いします。

なお、発言は自席からお願いします。

議会運営委員会委員長（林正則）

議長の御指名がございましたので、ただいま上程されました、委員会提出議案第
1号「西知多医療厚生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」
御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係
者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形
成基本法等の一部を改正する法律」による「行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴う引用条項の変更、刑法等の
一部を改正する法律による刑法の一部改正に伴う拘禁刑への変更等をするため、改
正するものでございます。改正内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧
対照表により御説明申し上げます。第2条及び第12条の改正は、「行政手続にお
ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正による引用条
項の変更等をするものでございます。2ページをお願いします。第17条、第18
条、3ページをお願いします。第27条、第31条、第32条、第38条、4ペー
ジをお願いします。第39条、第47条、第48条の改正は、字句の整理でござい
ます。第53条、5ページをお願いします。第54条及び第55条の改正は、拘禁
刑への変更で、刑法の改正により「懲役」を「拘禁刑」に変更したものでござい
ます。附則第1項は施行期日で、令和7年4月1日から施行するもの。ただし、第5
3条、第54条及び第55条の改正規定は同年6月1日から施行するものでござい

ます。附則第2項は経過措置で、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものでございます。議員各位の満場一致の御賛同をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

委員会提出議案第1号「西知多医療厚生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決しました。

議長（北川明夫）

以上をもちまして、本日の臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者（宮島壽男）

議長のお許しをいただきましたので、第2回臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。今後とも議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北川明夫）

以上をもちまして、令和7年第2回西知多医療厚生組合議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

（3月24日 午後1時57分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年（2025年）3月24日

西知多医療厚生組合議会 議長 北川 明 夫

2 番署名議員 今 瀬 和 弘

1 4 番署名議員 伊 藤 清一郎